

## 長崎県相談支援従事者研修事業者指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「相談支援従事者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)の9に基づき、長崎県知事(以下「知事」という。)が指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (指定の要件)

第2条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

#### (1) 研修事業者に関する要件

- ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 長崎県内に主たる事業所を有していること。

#### (2) 研修事業内容に関する要件

ア 事業実施要綱及びこの要綱に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するために必要な相談支援従事者初任者研修(講義部分)についても同様とする。

イ 研修事業の対象者は、相談支援従事者初任者研修(以下「初任者研修」という。)については、指定相談支援事業所等において相談支援事業に従事しようとする者とする。

また、相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)については、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者とする。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。なお、旧カリキュラム受講者(令和2年4月1日前5年間に於いて、現任研修、主任相談支援専門員研修又は初任者研修を修了した者)は初回受講時については、この要件を求めないこととする。

さらに、初任者研修(講義部分)については、初任者研修の受講者及びサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事しようとする者とする。

ウ 研修カリキュラムは、初任者研修は事業実施要綱の別表1、現任研修は事業実施要綱の別表2のとおりとするとともに、当該年度における厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修(以下「国研修」という。)の内容に沿ったものとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

エ 講義及び演習を担当する講師については、学歴、職歴、資格及び実務経験等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

特に、初任者研修及び現任研修の標準カリキュラムにおける演習を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てること。

講師については、国研修を修了した者を中心とすること。

なお、国研修受講者については、本事業の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）において推薦するものとするが、受講者の選定にあたっては、可能な限り、主に担当する障害分野に偏りがないよう配慮するとともに、2名以上は既受講者もしくは次年度も継続して参加可能な者とするのが望ましい。

オ 研修事業は長崎県内で開催すること。

### (3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

(エ) 研修期間

(オ) 研修カリキュラム

(カ) 講師氏名及び担当科目

(キ) 研修修了の認定方法

(ク) 開講時期

(ケ) 受講資格

(コ) 受講手続（募集要項等）

(サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

ウ 全日程出席した者を研修修了者に対し、修了証書等を交付すること。

エ 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。

オ 受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報について、十分な注意を払った上で管理すること。

カ 受講申込方法及び受講者決定方法については、知事と協議すること。

### (4) その他の要件

ア 事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

ウ 障害のある受講者等への配慮

(ア) 重度の障害を持つ研修受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討すること。

## 視聴覚教材の活用

別表 1 に示す「 1 . 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（ 5 時間）」、「 2 . 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（ 3 時間）」、「 3 . 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（ 3 時間）」について、録画（ DVD ）の視聴等を行い、視聴後にレポートを作成し研修事務局等に提出する。

### 長期履修

最長 24 ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこと。

### 基幹相談支援センター等での履修

別表 1 に示す「 1 . 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（ 5 時間）」、「 2 . 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（ 3 時間）」、「 3 . 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（ 3 時間）」、「 4 . ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（ 31.5 時間）のうち相談支援の実際（ 12 時間）」までを履修した者については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、上記カリキュラム以降の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。

（イ）聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。

（ウ）視覚障害のある研修受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと。

なお、上記の配慮を行うにあたっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受けることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、過度の負担にならない範囲で建設的対話を通じた配慮を行うこと。

エ 研修受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること。

オ 障害のある研修受講者に対しては、研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。

カ 研修の時間帯、曜日については、県と協議すること。

キ 研修受講者を募集する際は、ホームページで募集を図る等周知に努めること。

ク 指定期間は、当面の間、指定を受けた日より研修を実施する年度の年度末までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

(1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により指定研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。

- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であるとき。
- (5) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（指定申請の手続）

第 3 条 申請者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（第 1 号様式）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師等選定調書（第 2 号様式）
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- (9) 申請者の資産状況
- (10) 誓約書（第 3 号様式）
- (11) その他指定に関し知事が必要であると認める事項

2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

（指定内容変更の届出）

第 4 条 指定研修事業者は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ指定内容変更届（第 4 号様式）により、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出るものとし、第 3 条第 1 項第 5 号から第 7 号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けなければならない。

（実施計画書の提出）

第 5 条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書（第 5 号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した事業実施計画書に変更を加える場合には、事業実施計画変更届（第 6 号様式）を提出すること。

- (1) 学則等（募集要項）
- (2) 研修カリキュラム

- (3) 研修日程表
- (4) 講師等の氏名及び担当科目
- (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

( 修了証書等の交付 )

第 6 条 指定研修事業者は、全日程を受講した研修修了者に対し、修了証書（第 7 号様式及び第 8 号様式）を交付すること。また、初任者研修（講義部分）の受講者に対し、受講証明書（第 9 号様式）を交付すること。

2 修了証書等の亡失又はき損により、研修終了者から証明の依頼があったときは、証明等を行うこと。

( 実施報告書の提出 )

第 7 条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後 6 0 日以内に事業実施報告書（第 10 号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿（第 11 号様式）
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

( 廃止の届出 )

第 8 条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ事業廃止届（第 12 号様式）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

( 調査及び指導 )

第 9 条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該事業者に通知するものとする。

( 指定の取消し )

第 10 条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第 2 条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第 9 条第 1 項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

( 聴聞の機会 )

第 11 条 知事は、第 9 条第 2 項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

( 書類の保存 )

第 12 条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第 8 条による廃止又は第 10 条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

(1) 修了者台帳 永年

(2) 受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10 年間

(3) 事業に係る収入、支出の書類 5 年間

( その他 )

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。